

第1節 農業の振興を図る

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

農業は食糧の供給だけでなく、環境の保全や地域文化の継承など様々な役割を担っていますが、近年、輸入農畜産物の増加に伴う価格低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加や有害鳥獣による農作物被害の増加など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。さらに食品偽装問題や東日本大震災の原発事故に伴う放射性物質による影響など食の安全性に対する国民の関心が高まっています。

こうしたなか、本市の生産作物には、梅、茶、イチジク、カンショや豊富な地下水を利用した湧水花きなどの誇れる特産物があり、特産物以外にも多品目の作物が生産されています。

地域農業の中心となる花き、茶、野菜の栽培専業農家は担い手が育っています。また、農業基盤の整備については、平成23年度には、奈島・十六地区（面積約5.1ヘクタール）のほ場整備工事を実施するなど推進に努めてきました。今後も農作業受委託の推進や農作業の効率化とともに、農業経営や農業に対する魅力を高めていく必要があります。

また、近年では広域幹線道路の整備が進み、新名神高速道路（城陽～八幡）が事業着手され、消費者を近くに持つ都市近郊農業の利点を活かした農業施策を展開していくとともに、現在の農業従事者が年齢などの要因で従事できなくなった時の受け皿として、農作業受託組織や農地利用集積円滑化団体による農地の集積を進めていく必要があります。さらに、新鮮で安全な農作物を市民に供給するため、平成20年4月に直売所「城陽旬菜市」がオープンしました。今後も直売所等の充実による地産地消の積極的な推進や生産者との交流を促進していく必要があるとともに、環境への負荷を抑制し自然環境や生態系などと調和した農業の取り組みが求められています。

専業別農家数の推移（各年2月1日現在）（単位：戸）

年	区分	専業	第1種兼業	第2種兼業
平成7年度		106	112	491
平成12年度		66	75	285
平成17年度		85	52	229
平成22年度		83	63	199

（資料）農林業センサス

※平成12年調査では、専業別農家戸数に自給的農家数が含まれていない。

従来の調査は農家や林業等を別々に調査していたが、平成17年調査では「農林業経営体」として捉えて調査している。

■基本方針

- 農業振興地域の農地は、農業基盤整備を推進し、優良農地として保全をめざします。
- 都市近郊の立地条件を活かし、農作業の担い手の確保・育成や農作業受委託の組織づくりの促進などにより、特産品や収益性の高い農産物が生産される効率のよい農業経営の支援をめざします。
- 地産地消や生産者と消費者との交流など、魅力ある地域農業の振興をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値 (平成22年度)	5年後の目標 (平成28年度)	めざすべき 目標
農地集積面積	集積されている農地の面積	ha	13.2	16.2	↑
農業基盤の整備率	整備済面積／農業振興地域・農用地区域の農地面積	%	3.1	7.3	↑
農産物販売金額	世界農林業センサスによる農産物販売金額	千万円	147	158	↑

■主な施策の展開

(1) 農業生産の振興

都市近郊農業の利点を最大限に活かした城陽の農業づくりを進めるため、J A、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。

また、農業経営の安定のため、梅、茶、イチジク、カンショ、花きなどの特産物の生産振興を図るとともに、水田における転作作物や新規需要米等の作付けにより自給率向上をめざし生産拡大を図ることにより高収益化を促進します。

さらに、消費者ニーズに応える新しい作物の生産への取り組みについて、J Aと連携し、講習会や研修会を開催するなど農家の支援を行います。また、特産物に付加価値をつけ、収益性を上げるため、ジャムやソフトクリーム、ジュースなどの加工品の開発についても、関係団体と連携し進めます。

(2) 農業基盤の整備

優良農地の適正な保全と生産基盤の整備を進めるため、農業振興地域整備計画の見直しを行います。優良農地を保全し、農業振興を図るため、農地の集約化による農用地の拡大をめざします。

また、効率的な農作業を進めるため、農地の機能に応じた生産基盤の整備を進めるとともに、生産性を高めるため、認定農業者などへの農地の流動化を促進し、農地の集積を図ります。

さらに、生産性の向上や農作業の効率化を図るため、地域農業者や土地改良区とともに、ほ場整備等の基盤整備を進めます。

(3) 生産体制の強化

後継者や新規就農者の確保、育成を図るため、地域担い手総合支援協議会の活動を支援していくとともに、J Aなどの関係機関と連携し、農業技術研修や営農指導の充実に努めます。

また、農作業、農業機械利用の効率化を図るため、農作業受委託を促進するとともに、農作業受託組織などの育成に努めます。

さらに、環境にやさしい農業を推進するため、残留農薬等ポジティブリスト制度^{*}を徹底するとともに、低農薬・有機栽培による安全な作物の生産を推進します。

また、有害鳥獣による農作物被害を食い止めるため、猟友会などの関係機関と連携し被害拡大防止に努めます。

（４）地産地消と交流の促進

安全で新鮮な農産物の供給を進めるとともに、生産者と消費者のふれあいを促進するため、直売施設の充実や学校給食への地域の農産物の提供などを拡大し、地産地消を推進します。

また、農作業とのふれあいと地元特産物の生育過程を肌で感じられるよう、梅などの農作業体験を推進するとともに、梅林やいも掘り農園、湧水花き園などを活用した観光農業の充実を図ります。

また、特産品のお茶について、11月8日の「じょうようお茶の日」を浸透させるとともに、抹茶ふれあい体験事業を推進します。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 生産者と消費者の交流や「地産地消」の取り組みを行う。
- 集落営農など共同作業に向けた取り組みを行う。
- 農業者は農薬などの適正散布への取り組みを行う。

■PR施策

○農地の利用集積円滑化に向けた取り組み

本市の農業は小規模経営が多く、後継者や担い手不足、遊休農地の増加などに対応するため、農地の有効活用、農作業の効率化、農作業委託の促進を図ることを目的とし、受け手となる認定農家の育成や農業法人づくりを進めてきました。

平成23年12月に市が農地利用集積円滑化団体となり、平成24年度からは本格的に効率的な農地の利用促進や水稲作業の低コスト化を進めていきます。

○ほ場整備事業

本市では、農用地区域内の農地に対し、農作業の効率と生産性の向上、担い手農家への農地集積を図るため、ほ場整備事業推進の取り組みを進めています。

平成23年度では、奈島・下ノ段地区において、約5.1ヘクタールのほ場整備工事を実施し、平成25年度には、換地処分を終え事業を完了する見込みです。

引き続き、多くの地区での実施に向けて取り組んでいきます。



【下ノ段地区のは場整備】

【用語説明】

※残留農薬等ポジティブリスト制度：食品に残留する農薬の安全性確保については、食品衛生法により残留基準が設定されています。ポジティブリストとは、残留基準が設定されている農薬すなわち使用してよいものを一覧表にして示すという方式で、この制度のもとでは、リストに載っていない農薬の、食品への残留は厳しく規制され、残留が検出された食品の流通が禁止されます。